

令和8年度 福岡市産後ケア事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度福岡市産後ケア事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

育児支援を必要とする出産後1年以内の母子を対象として、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

4 利用対象者

福岡市産後ケア事業（以下「本事業」という。）の利用対象者は、次のいずれかの者とする。ただし、母子のいずれかが感染症疾患に罹患している場合、入院加療の必要がある場合、心身の不調や医療的介入の必要がある場合を除く。

- (1) 福岡市内に住民登録を有する生後1年未満（満1歳になる日の前日まで）の乳児及びその母親であって、産後ケア（心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者。なお、母親のみの利用を妨げるものではない。
- (2) 流産や死産があつてから1年未満である女性。ただし、その者が妊婦である場合を除く。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、安定的な養育が困難な者など、保健福祉センター所長が必要と認める者（以下「特例世帯」という。）

5 実施場所

医療法に定める病院・診療所・助産所、その他市長が本事業の運営に支障がないと認める施設（別に定める実施基準を満たす施設）とし、事前に福岡市から承認が得られた場所とする。

なお、履行期間において、実施場所の新設・拡大・変更を行う場合は、福岡市が指定する書類（実施計画書、実施施設の図面等）にて事前に届出を行い、承認を得るものとする。

6 利用形態とサービスの提供時間

次のいずれかの区分により、母親への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(1) 宿泊型

母子を施設に宿泊させ、サービスを提供する。なお、良質なケアを行う観点から、母子の受け入れはおおむね19組までとする。サービスの提供時間は以下のとおりとする。

① 病院、診療所、助産所

原則として、初日の入所時間は10時、最終日の退所時間は16時とする。

② 医療機関等（病院、診療所、助産所）以外の場所

1泊につき合計で24時間とし、入所及び退所の時刻については、市と協議の上決定する。

(2) 日帰り型

母子を日帰りで施設利用させ、サービスを提供する。サービスの提供時間は以下のとおりとする。

① 病院、診療所、助産所

原則として、10時から16時までの6時間とする。

② 医療機関等（病院、診療所、助産所）以外の場所

合計で6時間とし、入所及び退所の時刻については、市と協議の上決定する。

7 利用日数

本事業の利用日数は、1回の分娩又は流産・死産につき、宿泊型・日帰り型・訪問型を通算して7日を限度とする。

ただし、宿泊型の日数の算定にあたっては、実施の初日及び最終日は、それぞれ1日と数えることとする。なお、退所日において、別の施設を引き続いて利用することはできない。

特例世帯については、保健福祉センター所長が必要と認める場合は、7日を限度として延長することができる。

8 業務内容について

(1) 利用申込の受付

利用希望者に事業の概要や利用までの流れについて説明。「福岡市産後ケア事業利用申込書（様式1号）」を受け取り、記載事項、要件等を確認し「福岡市産後ケア事業利用証明書」を交付する。

(2) 予約調整等

利用希望者との予約調整等（利用の期間や時間、キャンセル料、内容希望等の確認）

(3) 利用当日の確認

利用希望者から、住所変更の有無を確認するとともに、福岡市産後ケア事業利用証明書、福岡市子ども医療証など養育している乳児の出生日が記載されたものの提示を受け、利用対象者であることを確認する。

(4) 利用者へのサービス提供

受託者は、福岡市から認定を受けているサービス区分（利用形態）にて、次に掲げる内容のサービス（詳細については別紙を参照）を提供するものとする。

- ① 産婦の母体管理及び生活面の指導、栄養指導
- ② 乳房手当、乳房トラブルに関する相談
- ③ 授乳方法
- ④ 離乳食に関する相談
- ⑤ 沐浴方法
- ⑥ 発育・発達に関すること
- ⑦ 体重・排泄の観察
- ⑧ スキンケアに関する相談
- ⑨ 母の不安等に関する相談
- ⑩ 在宅での子育てに関する相談及び指導
- ⑪ その他必要とする保健指導

(5) 利用者への食事の提供

宿泊型は1日3食、入所日及び退所日は1日2食（医療機関等以外の場所で実施する場合は、入所及び退所の時刻に応じて1日2食程度）を提供するものとする。

日帰り型は1日1食提供するものとする。

なお、食事を提供する場合は、利用者の身体的回復に配慮した食事とすること。離乳食については、進み具合やアレルギーの有無などを事前に確認した上で、利用者に持参を求めることも可とする。

(6) 自己負担額の徴収と領収書の発行

(7) 実施報告書の作成

「福岡市産後ケア事業実施確認書（様式第2号）」を作成し、利用者の確認を取る（署名又は押印）。また、利用者の福岡市産後ケア登録証に利用日等を記載する。

(8) 委託料の請求

「福岡市産後ケア事業報告書（様式第3号）」、「福岡市産後ケア事業実施確認書（様式第2号）」及び「福岡市産後ケア事業利用申込書（様式第1号）」を翌月の15日までに福岡市役所こども未来局こども健やか部こども健やか課に提出する。

(9) 利用希望者からの問い合わせへの対応

(10) 保健福祉センター等との連携

サービスを提供する中で、退所後の支援が必要と思われる場合は、各区の保健福祉センターと連携を図ること。また、特例世帯については、保健福祉センターから直接連絡が入る場合がある。

9 事業従事者について

(1) 産後ケア事業を管理する者を定めること。

(2) 助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）を母子3組につき1名以上配置、日中は助産師を1名以上配置すること。

(3) 宿泊型を実施する場合は助産師等を24時間常駐すること。

(4) 母親とは別室にて乳児を預かる場合は、預かっている児の見守りを行う者と、母親のケアを行う者の複数名体制とすることが望ましい。

(5) 前各項にくわえて、心理に関する知識を有する者、育児等に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等）、本事業に関する研修を受講し事業の趣旨・内容を理解した関係者（理学療法士等）を必要に応じて配置することができる。

10 費用について

福岡市は、表1の利用料から利用者負担額を控除した額（委託料）を委託事業者に支払う。また、各施設の実施状況に応じて、表2の施設加算を支払う。

（表1）利用料及び利用者負担額

区分	利用料 (税込)	利用者負担額（世帯区分別）	
		市民税課税世帯	生活保護・ 市民税非課税世帯、 特例世帯
宿泊型	1日 30,000円	1日 3,000円	1日 0円
日帰り型	1日 20,000円	1日 2,000円	1日 0円

※ 多胎児（2人目以降）については、1人につき利用料の半額を加算するものとする。

なお、この場合、利用者負担額に加算は行わないものとする。

(表2) 施設加算

種 別	利用形態	加算額	
(1) 兄弟または生後 4 か月以降の児の受け入れ※ 1	宿泊型	1 日につき 5, 000 円	1 施設あたりの上限 月額 170, 000 円
	日帰り型	1 日につき 2, 500 円	
(2) 受入年齢 1 歳未満としている福岡市内で宿泊型を実施する医療機関等において、午後 6 時から翌朝の午前 8 時まで助産師等を 2 名以上配置し、かつ、1 月に延べ 20 日以上実施した場合※ 2	宿泊型	256, 700 円／月／施設※ 3	

※1 宿泊型または日帰り型の実施において、兄弟または生後4か月以降の児の受け入れ体制を整備したうえで、実際にその受け入れを行った場合、該当する世帯の延べ利用日数に応じて、委託料の加算（宿泊型・日帰り型を合わせて、1施設あたりの上限は月額170,000円）を行う。

※2 2名以上の配置については、勤務シフト表等で確認する。

※3 契約期間中、1件以上兄弟または生後4か月以降の児の受け入れがない場合は、市が支払った加算額のすべてについて返還を求める場合がある。

11 キャンセル料等について

(1) 利用者都合によるキャンセル

キャンセル料は、予め利用者に説明を行い、了解を得た上で予約を受けた場合に、利用開始日の前々日17時までに連絡がなく、利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合、1日分の市民税課税世帯の利用者負担額を上限として委託事業者が定め、直接利用者から徴収することができる。

なお、安易なキャンセルが生じぬよう、委託事業者においては利用希望者から可能な範囲での事実確認を行い、実施確認書（様式第2号）にキャンセル理由等（急な体調不良の場合は、病状や受診状況等）の詳細を記入すること。

(2) やむを得ない事由によるキャンセル

利用開始日の前々日17時を過ぎて、地震や台風・水害などにより、利用希望者が被災した場合や、通信障害が発生した場合、感染症等により利用希望者が急な体調不良となった場合（兄弟児が体調不良で、母しか世話をできない場合を含む。）等によりやむを得ずキャンセルとなった場合については、委託事業者は前述のキャンセル料を福岡市に請求できるものとする。なお、請求においては、キャンセル理由等を記入した実施確認書（様式第2号）を添付すること。

(3) 事業者の都合で予約をキャンセルする場合は、前日の17時までに利用者に連絡し、キャンセルの理由について丁寧に説明すること。この場合、キャンセル料を利用者から徴収することはできず、市に請求することもできない。

12 業務の実施にあたって

(1) 業務の実施は、福岡市産後ケア事業実施要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。特に、訪問やエステなど、本仕様書に記載のないサービスを本事業として提供してはならない。

(2) 受託事業者は、次の事業の各項目を踏まえて事業を行うものとする。

① 母親の心身の状況及び家族背景等を的確に把握し、利用者の個別性を踏まえた心身の安定と

育児不安を解消するための支援を行う。

② 家庭での子どもがいる生活を安心して送れるよう、育児スキルや生活のイメージをもてる支援を行う。

③ 福岡市こども未来局や区保健福祉センターと適切な連携を図る。

(3) 宿泊型及び日帰り型については、事業の実施にあたり必要となる、乳幼児のおむつ、おしりふき、粉ミルクを事業者が利用者へ無償で提供するものとする。

(4) 受託者は、事業従事者に対し、年1回以上の定期健康診断（胸写を含む）を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。

(5) 受託者は、事業従事者に対し、本事業の実施に関する研修（業務内容、事故防止や安全対策、児を預かる場合の留意点、緊急時の対応体制等）を実施するなど、資質の向上に努めること。

(6) 受託者は、実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び事業従事者の安全確保に努めること。また、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。

(7) 受託者は、実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

(8) 受託者は、母子の安全面（窒息や転倒・転落等）に十分配慮し、事故予防や安全対策（児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群予防の観点から、仰向けに寝かせる等）を講じること。また、児を別室で預かる場合は、複数名体制とするなど、児のみの状況とならないよう留意すること。

(9) 本事業により生じた事故については、受託者と福岡市の双方で協議し、その責任において処理に当たるものとする。また、当該事故により、利用者等（第三者を含む）が被った損害について、福岡市に賠償責任が生じた場合は、福岡市がその損失を補填する。ただし、受託者の故意又は過失により生じた損害についてはこの限りではない。なお、本仕様書に記載のないサービスの提供により生じた事故については、福岡市は一切の責任を追わないものとする。

(10) 受託者は、事故等の緊急事態に備え、本事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。また、医療機関（病院、診療所）以外の実施においては、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関を確保すること。

(11) 受託者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時は、医療機関への連絡など、必要な対応を行うこと。また、業務による重大事案等（死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）が生じた場合は、「福岡県産後ケア事業事故対応に係る安全管理マニュアル（福岡県作成）」に基づき、翌日（土日、祝日の場合は翌営業日）までに様式3「産後ケア事業 事故等発生時報告様式」及び様式4「事故状況報告書」又は様式5「ヒヤリハット報告書」を福岡市に提出すること。

(12) 受託者は、責任を持ってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する質問・苦情等があった場合は、誠意をもって迅速、適切に対応すること。

13 関係書類及び帳票類の取り扱いについて

(1) 受託者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を実施施設に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて福岡市に報告するものとする。

- ① 委託契約書及び仕様書
- ② 会計関係書類
- ③ 人事労務関係書類
- ④ 利用者関係書類
- ⑤ その他必要書類

(2) 上記(1)に掲げる関係書類及び帳票類は、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- (3) 福岡市は、受託者に対し、上記(1)に掲げる関係書類及び帳票類の提出又はサービス内容の確認等、必要な調査を実施することができる。

14 個人情報の保護

受託者は、本事業の履行にあたっては、情報保護の重要性を認識し、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守し、情報の適正な保護および管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。

15 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、「産後ケア事業ガイドライン（こども家庭庁作成）」を遵守すること。また、本事業に必要な事項、または疑義が生じたときは、受託者と福岡市が協議し、対応するものとする。
- (2) 市がオンライン予約等システムを導入した場合は、施設においてシステムを導入した上で、「8 業務内容について」の内容について市と協議の上で、指示を仰ぐこと。

利用者に提供するサービスの詳細

- ① 産後の母体管理及び生活面の指導、栄養指導
 - ・産後の疲労回復（母の状況によっては児の預かりなども含む）
 - ・身体回復のための体操や食事、生活など
 - ・妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）を活用した支援
- ② 乳房手当、乳房トラブルに関する相談
 - ・乳房手当（乳房マッサージ及びその方法に関する相談など）
 - ・乳房の手入れ、食事のアドバイスなど
- ③ 授乳方法の指導
 - ・授乳間隔、授乳にかける時間
 - ・抱き方、母や児に合った授乳方法など
 - ・人工乳の足し方など
 - ・授乳・離乳の支援ガイド（2019年3月）を活用した支援
- ④ 離乳食に関する相談
 - ・離乳食の作り方、進め方のアドバイスなど
- ⑤ 沐浴方法の指導
 - ・湯の温度、準備物、スムーズな沐浴方法など
 - ・入れやすい工夫点（母子の自宅に合った指導など）
- ⑥ 発育・発達に関すること
 - ・泣きへの対応
 - ・親子遊び、声かけの方法、あやし方など
 - ・成長曲線の見方、今後の発育や発達の見通しやアドバイスなど
- ⑦ 体重・排泄の観察
 - ・体重測定
 - ・便や尿の状態の観察と自宅でできる観察方法のアドバイス
- ⑧ スキンケアに関する相談
 - ・皮膚の状態の観察
 - ・皮膚の手入れについて
- ⑨ 母の不安等に関する相談支援
 - ・表情や言動に気を付け、母のペースや母の気持ちに寄り添った支援
 - ・母が相談しやすい雰囲気づくり（ゆったりした空間をつくるなど）
 - ・傾聴（夫や周囲の家族への不安感、漠然とした育児不安など）・スクリーニングツール（EPDS等）、食欲や疲労の有無、周囲のサポート状況、児への接し方等の確認
 - ・妊産婦メンタルヘルケアマニュアルを活用した支援
- ⑩ 在宅での子育てに関する相談支援及び指導
 - ・洗濯や赤ちゃんがいる環境づくりなど
 - ・具体的に、母子に合った実践しやすいアドバイス
- ⑪ その他の必要とする保健指導
 - ・必要に応じて相談対応